

# 視覚障害者のための「仕組みで増やす」資産形成講座

## サービス利用規約

内山亜希（全国視覚障害者結婚相談所）

制定日：2026年5月21日

本規約は、内山亜希（屋号：全国視覚障害者結婚相談所、以下「主宰者」）が提供する「視覚障害者のための『仕組みで増やす』資産形成講座」（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。申込フォームにて本規約への同意チェックをもって、受講者は本規約に同意したものとみなします。

### 第1条（定義）

「本サービス」とは、主宰者が提供する全4モジュールの資産形成教育コース（動画・音声・テキスト教材の配信、Zoomキックオフ・最終ミーティング、受講生LINEグループ参加、および修了後コミュニティへの参加権）を指します。

「受講者」とは、本規約に同意のうえ所定の申込・決済を完了した個人を指します。

「コンテンツ」とは、本サービスにおいて主宰者が提供する動画・音声・テキスト・資料のすべてを指します。

### 第2条（サービスの内容）

本サービスは以下の内容を含みます。

全4モジュール（Module 1：投資の基礎、Module 2：NISAと口座の準備、Module 3：インデックス投資の実践、Module 4：運用開始後の知識）からなる資産形成教育コンテンツの配信

コンテンツはオンラインストリーミング配信およびテキストデータ等にて提供します。

キックオフZoom（Module 1開始前・全員参加）および最終ミーティングZoom（Module 4修了後・全員参加）への参加

受講生LINEグループへの参加

修了後コミュニティへの参加（第1期受講者は無料でご招待します）

### 書面の交付について

主宰者は、特定商取引法第41条に基づき、契約締結前に概要書面をnissikon.com上の所定のページに掲示するとともに、メールにて送付します。

主宰者は、特定商取引法第42条に基づき、契約締結後遅滞なく、本規約および契約内容を記載した書面を電磁的記録（メール）にて送付します。受講者の承諾のもと、電磁的方法による交付とします。

契約書面の送付と同時に、免責事項をメールにて送付します。

### 第3条（申込・契約の成立）

受講者は、申込フォームにて利用規約への同意チェックを入れた時点で、本規約に同意したものとみなします。

主宰者は、申込を確認後、入金確認メールおよび免責事項を電磁的記録（メール）にて送付します。この送付をもって契約が成立します。

申込フォームにて申告した内容に虚偽があることが判明した場合、主宰者は契約を解除できます。

### 第4条（受講料・支払い）

受講料は300,000円（税込）です。

支払いは銀行振込（一括前払い）にてお願いします。振込先はお申し込み後の自動返信メールにてご案内します。振込手数料は受講者負担とします。

支払期限は2026年6月11日（木）中の振込までとします。

### 第5条（クーリング・オフおよびキャンセル）

## 【重要】クーリング・オフについて（特定商取引法第48条）

受講者は、契約書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により受講契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

受講者は、主宰者若しくはその関係者が に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は主宰者若しくはその関係者が威迫したことにより困惑し、そのために の解除を行わなかった場合、主宰者から に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により受講契約の解除ができます。

の解除は、その解除を行う旨の書面又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。

の解除があった場合において、主宰者は、その解除をした受講者に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。

の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、主宰者は、その解除をした受講者に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。

の解除があった場合において、主宰者がその解除をした受講者から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした受講者に対しこれを返還しなければなりません。

通知先メール： [nissikon.info@gmail.com](mailto:nissikon.info@gmail.com)

## 中途解約（特定商取引法第49条）

受講者は、クーリング・オフ期間経過後も、理由を問わず将来に向かって本契約を解除（中途解約）ができます。

中途解約の場合、主宰者が受講者に請求できる損害賠償等の上限額は以下のとおりです。

【コース開始前に解約する場合】2万円または契約金額の10%のいずれか低い額

【コース開始後に解約する場合】提供済みモジュールに相当する役務の対価+2万円または契約残額の10%のいずれか低い額

主宰者の都合によりサービスを提供できない場合は、全額返金します。

天災・感染症その他不可抗力によるサービス中止の場合、可能な範囲で代替手段を提供します。

## 第6条（免責事項）

本条は本規約中で最も重要な条項です。

本サービスは、講師個人の実体験および調査研究に基づく教育的情報の提供を目的とするものです。金融商品取引法に定める投資助言葉には該当せず、特定の金融商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。

投資の結果（利益・損失）はすべて受講者ご自身の判断と責任によるものとし、主宰者はいかなる損失に対しても責任を負いません。

過去の実績は将来の成果を保証するものではありません。

本サービスはファイナンシャルプランナー・証券外務員等の資格を持たない個人の実体験の共有です。

## 第7条（知的財産権）

コンテンツの著作権はすべて主宰者に帰属します。

受講者は、個人的な学習目的に限りコンテンツを利用できます。

コンテンツの無断複製・転載・録音・録画・第三者への共有・譲渡・販売を禁じます。

本コンテンツを用いた有償セミナー・講座・コンサルティングその他商業的利用を禁じます。ただし、主宰者のもとで講師として活動することについては、別途主宰者との書面による合意のうえ、これを妨げません。

違反が認められた場合、主宰者は契約を解除し、損害賠償を請求できます。

## 第8条（禁止事項）

受講者は以下の行為を行ってはなりません。

特定の金融商品の売買を他の受講者に勧誘・推奨する行為

受講生LINEグループを利用した商品・サービスの宣伝・販売行為

主宰者または他の受講者を誹謗中傷し、または迷惑を及ぼす行為

虚偽の情報を申告する行為

その他、主宰者が不適切と判断する行為

## 第9条（個人情報の取り扱い）

主宰者は、受講者の個人情報を個人情報保護法に従い適切に管理します。

取得した個人情報は、本サービスの提供・連絡・改善を目的としてのみ使用し、第三者に提供しません（法令に基づく場合を除く）。

## 第10条（反社会的勢力の排除）

受講者は、現在および将来にわたり、反社会的勢力に該当しないことを表明・保証します。  
該当することが判明した場合、主宰者は契約を即時解除し、費用は返金しません。

## 第11条（サービスの変更・中止）

主宰者は、受講者への事前通知をもって、本サービスの内容を変更できます。  
天災・感染症・その他不可抗力によるサービス中止の場合、可能な範囲で代替手段を提供します。

## 第12条（準拠法・管轄）

本規約は日本法に準拠します。  
本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

---

制定日：2026年5月21日 内山亜希（全国視覚障害者結婚相談所）